

平成 2 4 年度

埼玉県男女共同参画苦情処理について

(平成 2 4 年 4 月～平成 2 5 年 3 月)

埼玉県男女共同参画苦情処理委員

名簿及び会議(合議)経過

1 名 簿

◇苦情処理委員

○浅倉 むつ子 早稲田大学大学院 教授

○小寺 智子 弁護士

○久山 竜治 弁護士

◇専門員

○森本 恭代 非常勤講師

○猪木 あすか 弁護士 (平成 24 年 12 月 31 日まで)

○黒田 典子 弁護士 (平成 25 年 1 月 1 日から)

○佐藤 智宏 弁護士

2 会議 (合議) 経過

◇合議内容

個別案件の経過説明と処理の検討について

◇合議期日

平成 24 年 4 月 26 日、8 月 7 日、9 月 11 日、12 月 11 日、

平成 25 年 3 月 5 日

平成24年度 受付内容・処理状況一覧

○申出・処理状況

【平成25年3月31日現在】

	県の施策	人権侵害事案等	合計
前年度からの引継	2	0	2
平成24年度申出	9	2	11
取扱件数(計)	11	2	13
平成24年度終了	11	1	12
継続中	0	1	1

○概要

	申出内容	処理状況
県施策 11件	○北浦和公園内への女性ヌード像の設置は、不特定多数の歩行者の視野に入り“鑑賞”することを強制している。県による県民女性等に対するいわゆる“環境型セクハラ”の類似行為であり、性別による固定的な役割分担を助長する行為ともいえる。元の展示場所であった県立近代美術館内に移動させてほしい。	・調査の結果、本件彫刻の設置の趣旨に照らせば本件彫刻を屋外から埼玉県立近代美術館内に移動させる必要性はない旨を、申出者に通知
	○平成23年「春の全国交通安全運動」の広報用ポスターに人気アイドルグループの若くて美しい女性の写真を用いていたが、同女性の社会的活動とポスターの訴求内容	・調査の結果、埼玉県男女共同参画推進条例の理念は尊重されている(ないしは尊重されないとは言えない)ため勧告等の措置は実施しない旨を、申出者に通知

とは無関係で整合性がない。このような広報は、女性の社会的存在価値は“飾り物”であるとの印象を県民に与えかねず、女性の尊厳を傷つけ、“性の商品化”につながるおそれがあるなど「埼玉県男女共同参画推進条例」の理念にそぐわない。条例の理念を尊重するよう強く勧告等をしてほしい。

○県男女共同参画推進センター内の情報ライブラリーについては、「女性問題」という専門分野において、通常の公立図書館に近い本来のレファレンス業務を遂行できる職員等の態勢を構築してほしい。

・調査の結果、申出の内容は専ら施設運営に係る事実上の問題でありそのことによって男女共同参画推進を妨げているとまではいえないため勧告等の措置は実施しない旨を申出者に通知

○県男女共同参画推進センター内の情報ライブラリーの利用者数を公表する際には、何らかの補正措置を講じる必要があるのではないかと

・調査の結果、申出の内容は専ら施設管理の運用上の問題であり、そのことによって男女共同参画推進を妨げているとはいえないため勧告等の措置は実施しない旨を、申出者に通知

○県男女共同参画推進センター内の情報ライブラリーについて、県民の最寄りの公立図書館等からも図書の返却が可能となるよう求めてほしい

・調査の結果、申出の内容が直ちに男女共同参画推進を妨げているとまではいえないため勧告等の措置は実施しない旨を、申出者に通知

○上記ライブラリーの図書の貸出終了時間を閉室時間と同一にするよう求めてほしい。

<p>○平成23年の埼玉県知事選挙の広報用ポスターは、「埼玉県男女共同参画推進条例」の理念にそぐわない。今後、公職選挙の公的広報用ポスターの作成にあたっては、同条例の理念を十分に尊重するよう強く勧告等をしてほしい。</p>	<p>・調査の結果、埼玉県男女共同参画推進条例の理念は尊重されている（ないしは尊重されていないとは言えない）ため勧告等の措置は実施しない旨を、申出者に通知</p>
<p>○今後、水道事業の啓発・広報のためのポスター・チラシの作成にあたっては、「埼玉県男女共同参画推進条例」に掲げられている理念を十分に尊重し、そのために例えば審査員の性別構成や審査基準を見直すよう強く勧告等をしてほしい。</p>	<p>・調査の結果、埼玉県男女共同参画推進条例の理念は尊重されている（ないしは尊重されていないとは言えない）ため勧告等の措置は実施しない旨を、申出者に通知</p>
<p>○今後、自殺防止キャンペーン等の県の各種広報ポスターの作成にあたっては、「埼玉県男女共同参画推進条例」に掲げられている理念を十分に尊重するよう、強く勧告等をしてほしい。</p>	<p>・調査の結果、埼玉県男女共同参画推進条例の理念は尊重されている（ないしは尊重されていないとは言えない）ため勧告等の措置は実施しない旨を、申出者に通知</p>
<p>○公立学校法人埼玉県立大学が発行している大学案内において入学者選抜状況等の統計データを県民に公表する際には、学生のプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データが分かるように工夫するよう勧告等をしてほしい。</p>	<p>・調査の結果、埼玉県立大学は本件苦情申出の趣旨に留意し指摘のあった点を改善したため、本件苦情申出は解決したものとする旨を、申出者に通知</p>

	<p>○埼玉県公園緑地協会の広報誌の表紙写真は、公的機関による公的広報における公的表現写真として男女共同参画の視点に立ったものとはいえないので、勧告等をしてほしい。</p>	<p>・調査の結果、現段階では今後の広報活動において、改善に向けた自主的な努力が見られるので勧告等の措置は実施しない旨を、申出者に通知</p>
	<p>○埼玉県立近代美術館に対し、特に1年間携帯用の広報紙を作成する場合は、女性の性的側面を過度に強調した美術図版を選択・使用しないように努め、男女共同参画の視点に立って編集すべきよう、勧告等をしてほしい。</p>	<p>・調査の結果、「女性の性的側面を過度に強調した」図版であるとはいえず、当該図版は埼玉県立近代美術館に対して掲載しないという選択を強いてもやむを得ないような性質を有するものであるとは認定できないため勧告等の措置は行わない旨を、申出者に通知</p>
<p>人権侵害案件 2件</p>	<p>○その他 1件</p>	<p>・受付手続中</p>
	<p>○非該当 1件</p>	<p>・人権侵害があった日から1年を経過した日以降にされた申出であるため</p>

男女共同参画苦情処理に関する申出及び処理状況
(平成12年度～平成24年度)

○申出件数

【平成25年3月31日現在】

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
県の施策	3	3	1	1	0	0	0	0	1	4	1	2	9	25
人権侵害等	12	7	9	5	10	5	5	3	2	0	10	2	2	72
計	15	10	10	6	10	5	5	3	3	4	11	4	11	97

○処理の内訳

【平成25年3月31日現在】

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
勧告	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
意見表明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
助言	7	4	2	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	20
是正の要望	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他 ※	1	0	7	5	5	0	1	0	3	1	5	1	11	40
非該当	3	2	2	2	4	2	3	2	0	0	10	1	1	32
計	12	8	11	10	9	4	6	3	3	1	15	2	12	96

注：申出の処理が年度をまたぐことがあるため、各年度の申出件数と終了処理件数は一致していない。

※ 申出人による取下げ、和解による調査終了等